⑹　配置予定の技術者の状況　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間においては、工事現場への専任を要しない。また、本工事の工場製作のみが行われている期間は、主任技術者又は監理技術者の専任は要しないが、工場から現地へ工事の現場が移行する時点からは、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できるものでなければならない。

①　建設業法第７条第２号イ、ロ又はハのいずれかに該当する者であること。なお、建設業法に示す実務経験とは「機械器具設置工事業」とする。

②　監理技術者は、監理技術者資格者証（機械器具設置工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　上記２の⑸に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。また、経常建設共同企業体にあっては、一人の主任（監理）技術者が上記２の⑸に掲げる同種工事の施工経験を有すること。なお、当該経験が各地方農政局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

工場製作における配置予定の技術者と据付工事における配置予定の技術者が異なるときは、工場製作における配置予定技術者は工場製作の施工経験を、据付工事における配置予定技術者は据付工事の施工経験を有するものであること。

④　主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用関係とは入札の締切日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

⑺　設計の体制及び実績

①　ポンプ設備の設計に関する部門が社内に存在すること。

②　上記２の⑸に掲げる同種工事の設計実績を有すること。

⑻　設計提案及び技術提案が適正であること。

⑼　申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、東北農政局長から「東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年９月１日付け15北総第528号（経））」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）」に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　保守管理体制　工事完成、引渡し後においても施設の保守管理の対応が速やかにできる体制が会社組織（同系列会社のサービス組織含む）として整備されていること。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　施工体制確認型総合評価落札方式の概要

本工事は、標準点（発注者が定める上記の競争参加資格要件を満たしている場合に付与する点数）に施工体制評価点（品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性に応じて付与する点数）及び加算点（技術提案及びヒアリングの評価に応じて付与する点数）を加えた点数と、入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式とする。

⑵　評価項目

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　設計提案、技術提案

③　ヒアリング

⑶　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を50点とする。

②　「施工体制評価点」の算出方法は、技術資料の内容に応じ、上記３の⑵①施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、「施工体制評価点」を与える。

③　「加算点」の算出方法は、上記３の⑵②設計提案、技術提案及び上記３の⑵③ヒアリングについて評価した結果、得られた「評価点数の合計値」が入札参加者のうち最も高い者に50点を与える。その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋加算点}／入札価格、以下「評価値」という）により行う。

⑤　「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。

⑷　落札者の決定方法

①　入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。なお、落札の条件は、次のとおりとする。ただし、落札者となるべき者の「入札価格」によって、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者かつ適切な「入札価格」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ　技術提案が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。

ウ　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回っていないこと。

②　評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑸　評価内容の担保　実際の施工に関しては、技術提案に記載された内容により施工し、工事完了後に履行状況について検査を行う。受注者の責により記載内容が満足できない場合は、次の取扱いを行う。

①　工事成績評定の減点措置

②　契約金額の減額

⑹　実施上の留意事項

①　技術提案についてはヒアリングを実施する。なお、ヒアリングの日時・場所等必要事項については別途通知する。（詳細は入札説明書による。）

②　提出された技術提案の各項目について、採用となる項目及び採用とならない項目の通知については、競争参加資格の確認結果に併せて通知する。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒980―0014 宮城県仙台市青葉区本町３－３－１　東北農政局総務部会計課契約係　新関　　俊　電話022―263―1111 内線4032

⑵　入札説明書の交付

①　交付期間　平成25年４月２日から平成25年６月３日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。

②　交付方法　入札説明書の交付は電子入札システムにより行う。書面による交付を希望する場合は、あらかじめその旨を上記４の⑴へ申し込むこと。この場合、入札説明書の交付は無料とするが、ＣＤ－Ｒによる交換配布とするため、交付希望者は空ＣＤ－Ｒ（700ＭＢ　48倍速）を持参すること。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　平成25年４月３日から平成25年４月30日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。ただし、最終日については午前11時30分までとする。

②　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、承諾を得て持参又は郵送する場合は上記４の⑴へ提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、ＦＡＸによるものは受け付けない。

⑷　入札書の受領期限、場所及び提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、承諾を得た場合は紙入札方式により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

①　電子入札システムによる入札の締め切り　平成25年６月４日午前９時30分

②　紙入札方式により持参する入札の受領期限及び提出先　受領期限は上記４の⑷①に同じとする。提出先は上記４の⑴に同じとする。

③　郵送による入札の受領期限及び提出先　受領期限は平成25年６月３日午後４時とする。提出先は上記４の⑴に同じとする。

⑸　開札の日時及び場所　平成25年６月４日午前10時30分　東北農政局入札室

⑹　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

①　提出方法　書類の提出は、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着。）することにより行うものとする。

②　提出期間

ア　持参の場合　平成25年５月21日から平成25年６月４日（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前９時から午後５時までとする。ただし、最終日については午前９時30分までとする。

イ　郵送又は託送の場合　平成25年５月21日から平成25年６月３日（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前９時から午後５時までとする。ただし、最終日については午後４時までとする。

③　提出場所　上記４の⑴に同じ